

## 平成 28 年度「優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会」議事録

### 1 日時

平成 29 年 2 月 15 日（水曜日）午後 3 時から 午後 5 時まで

### 2 場所

新宿NSビル 3-K会議室

### 3 委員

早稲田大学 理工学術院創造理工学部建築学科 教授 田辺新一 委員（委員長）

東京大学 生産技術研究所エネルギー工学連携研究センター 特任教授 岩船由美子 委員

一般財団法人日本エネルギー経済研究所 研究理事 工藤拓毅 委員

工学院大学 建築学部建築学科 教授 野部達夫 委員

株式会社インティ 代表取締役社長 山本亨 委員

### 4 出席者

（東京都）

環境局 地球環境エネルギー部長 松下明男

地球環境エネルギー部 総量削減課長 三浦亜希子

地球環境エネルギー部 排出量取引担当課長 松岡公介

（事務局）

環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課 課長代理（テナント対策担当）大場教司

地球環境エネルギー部 総量削減課 主任 石田雄一

地球環境エネルギー部 総量削減課 主事 大平洋

### 5 配布資料

平成 28 年度 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会 次第

資料 1：平成 28 年度 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会 委員名簿

資料 2：平成 28 年度 優良特定地球温暖化対策事業所認定申請審査結果一覧表

資料 3：認定申請事業所の審査結果（20 事業所）

（事業所概要、認定審査シート、地球温暖化対策推進状況 評価書）

資料 4：平成 28 年度 優良特定地球温暖化対策事業所取組状況報告結果一覧表

資料 5：第二区分 上水道施設Ⅱ5a.1 の改正案について

参考資料 1：優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会設置要綱

参考資料 2：トップレベル審査委員会運営要領

## 6 議事等

(事務局)

次第がまず最初でございます。続きまして資料1が委員の名簿でございます。続きまして、資料2、3ページですね。認定申請結果一覧表がございます。続きまして、資料3といたしまして、各事業所毎の認定申請事業所の審査結果20事業所分が1～3ということで事業所概要、審査シート、評価結果一覧表がセットになって、20事業所分でございます。資料4といたしまして、175ページになります。こちらに取組状況報告の結果一覧表がございます。最後に資料5で、第二区分の上水道施設Ⅱ5a.1の改正案について、がございます。参考資料として、参考資料1に審査委員会の設置要綱、参考資料2に審査委員会運営要領を添付しております。以上でございますが、不足資料等はないでしょうか。併せて各委員の皆様には区分Ⅰ、区分Ⅱの認定基準、認定ガイドラインの方を準備させていただいております。書類の方は大丈夫でしょうか？

(排出量取引担当課長 松岡公介)

それでは、定刻より若干早いですけれども、只今より環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度における平成28年度優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。まず初めに、すでにご案内の通り、本日の会議は公開で行うこととなっております。また、議事録、会議資料も原則公開となっております。この点につきましては、本日参考資料として添付してございます委員会の設置要綱と運営要領を改訂いたしまして、この内容を反映してございます。それから、委員会資料でございますけれども、審査の公正を確保するため全て番号で表記してございますのでご了承ください。なお議事の進行中、傍聴者の発言は出来ませんのでご承知置き下さい。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、東京都環境局地球環境エネルギー部長 松下より挨拶をさせていただきます。

(地球環境エネルギー部長 松下明男)

ご指名いただきました地球環境エネルギー部長の松下です。平成22年度からキャップ・アンド・トレード制度が始まりまして、委員の皆様方の適切なお助言、ご協力をいただきまして、温室効果ガス削減の着実な成果を挙げてございます。第一計画期間最終年度の平成26年度では、基準年度比で約25%のCO<sub>2</sub>削減、エネルギーの削減ということでもございましたが、削減率8%ないし6%ということが目標でございましたから、非常に大きな成果であったと思っております。こうした成果が得られたのも、本制度の対象事業所が温室効果ガス削減に一丸となって取り組んでいただいた結果だと思います。この制度がはじまってアンケート等やっていたところでは、やはりトップの意識が変わった、どの会社、事業所でもトップの意識が変わってそうすると従業員の皆さん、あるいは電気設備の担当の皆さん、そういう方々がですね、そのトップの意識が変わったことによって省エネの対策が取りやすくなったというようなことで、これが効果が上がったことの一

つということ聞いております。現在、第二計画期間の2年目となっておりますが、第二計画期間の義務率が17%ないし15%ということで上がっております。対象事業所により一層の削減の取組が重要だと思っております。本日も検討いただきますトップレベル事業所につきましては、対象事業所の中でも削減の取組が特に優れた事業所を認定するというものでございます。小池知事からですね、優れた取組を行っている皆さんを公に評価して認知度を高めていくべきだと言われております。まあもう少し柔らかい言い方をすると、「がんばった人を褒めてあげてください」そのような言い方をされています。そのような都が優れた事業所と認定して、それを公表する、そういうことが模範となりまして、他の事業所の取組をより高いレベルまで引き上げることに繋がっていくと考えております。トップレベル事業所が模範と言えるためにはオーナーとテナントの皆様が参加する定期的なマネジメント会議の設定や高性能な設備の導入と適用など多項目にわたる高いレベルの基準に適合することが求められております。今回20件の事業所から認定申請がありましたが、修正内容をきちんと変更しているか委員の皆様、それぞれ専門的な見地からぜひご意見いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

それでは次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料1をご覧ください。50音順に紹介させていただきます。まず、岩船委員でございます。

(岩船委員)

よろしくお願いいたします。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

それから田辺委員でございます。

(田辺委員)

よろしくお願いいたします。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

野部委員でございます。

(野部委員)

よろしくお願いいたします。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

山本委員でございます。

(山本委員)

よろしく願いいたします。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

なお、工藤委員は委員会の途中よりご出席のご予定でございます。それではこれからの議事の進行につきましては、田辺委員長にお願いしたいと存じます。それでは田辺委員長よろしく願いいたします。

(田辺委員長)

はい、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。それではですね、これより各認定申請事業所についての検討を行わせていただきたいと思います。本委員会はトップレベル事業所の認定を得るため、事業所から提出された評価書の内容が求められる水準に対して適性であるか、専門的・技術的な観点からの検討を行い、個々の事業所の認定についての意見を述べることを目的としております。本年度は第二計画期間の2年目となり、第一計画期間の2年目に設定となった事業所においても改めて認定を取得する必要がございます。本年度も申請数が多いため、主に審査により評価が変わる事業所について、検討を行わせていただいて、その他の事業所については、必要に応じて意見交換を行わせていただくことにしたいと思います。それでは、まず事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、これより事務局よりご説明させていただきますが、冒頭にガイドラインの修正について報告させていただこうと思います。その後ですね、本年度の認定申請の全体傾向をご説明の上、本年度も若干件数が多いために、始めに都の審査により分類変更があったNo. ③とNo. ⑩の事業所についてご説明いたしまして以降はNo. ①から6事業所程ですね、まとめて説明させていただこうと思います。最後に基準適合報告の審査結果について報告をする予定でございますがそれでよろしいでしょうか？

(田辺委員長)

皆さん、よろしいでしょうか。よろしいようですので、ぜひよろしくそのまま進めていただければと思います。

(事務局)

それではご説明させていただきます。資料の177ページとなります。資料5をご覧ください。後の方の資料となります。第二区分、上水道施設Ⅱ5a.1「高効率上水道ポンプの導入」の項目について、一部ガイドラインの問題がございましたので、改正案を報告の上、本内容を適用して審査を進めて

いただければと思います。

現行の問題点でございますが、上水道ポンプにおける電動機をIE2の効率からIE3へ部分改修した際に、評価が一部適切に行われなかったという問題がございました。例といたしまして、IE2が元々100%導入されている事業所におきまして、一部改修を行いまして、IE2が60%となりIE3が40%となったような場合でございますが、その場合、IE3のP2の得点でございますが、こちらがですね0.2となりまして、IE2のP3の点数が0.2となりまして合計点が各々係数を乗じまして、 $0.9 \times 0.2$ と $0.8 \times 0.2$ を足しました0.34となります。一方、IE2が100%導入をされている場合でございますが、IE2のP3の得点がですね、1.0に係数の0.8を乗じまして、 $0.8 \times 1.0$ で0.8となってしまうと、改修をした結果ですね、得点が下がってしまうというような問題が発生してしまいました。そこで、取組の程度を適切に評価する必要があるということで改正案を提示いたします。裏面の178ページをご覧ください。改正案でございますが、永久磁石モーターのIPMモーターとプレミアム効率のIE3モーターの係数を変更し、各選択肢の選択方法の考え方を變更いたします。

考え方といたしまして、IE3の効率を満たした場合、IE2の効率は当然満たしているということを考えまして、先ほどの例で考えますと、IE3の40%はIE2効率を満たしているため、IE2の選択肢を60%と40%の合計の100%を選択し、IE3の選択肢を30%以上70%未満に採用という欄を選択するという考え方に変更いたす予定でございます。IE2の選択をベースにですね、IE3の効率のモーターが更にどの程度導入をされているのかというところを評価の仕方として変えていこうというところでございます。

この改正案を適用いたしますと、IE2からIE3へ部分改修した際にも、先ほどの例の場合で申し上げますと、IE3のP2の得点が0.2、IE2のP3の点数が1.0となりまして、合計点が係数を各々乗じまして、 $0.1 \times 0.2 + 0.8 \times 1.0$ で合計0.82となります。部分改修の内容を適切に評価できるようになると考えています。この内容を適用の上、後ほど水道局の案件がございますので、そちらの審査を進めていきたいと思っております。以上でございます。

(田辺委員長)

ありがとうございます。今ご説明があった資料5の177、178ページの基準の變更について、内容について何か皆さんからご意見があったらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。数学的にうまくいっていなかったということだと思うんですけども、よろしいでしょうか。ご報告あった件を變更するというので、この後のご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。それでは続きまして、3ページでございます。資料2をご覧ください。全体傾向について、ご説明させていただきます。今年度は合計20件の認定申請がございました。区分Ⅰが17件、区分Ⅱが3件の申請でございます。

区分Ⅰは事務所、テナントビルが合計12件、熱供給施設が2件、医療施設が1件、商業施設が1

件、情報通信施設が1件の申請でございます。区分Ⅱは上水道施設のための3件となっております。このうち、東京都の現地審査の結果、2件がトップレベルから準トップレベルとなる分類の変更がございました。No. ③の熱供給施設と、No. ⑯の事務所ビルでございます。

この2件につきましては、後ほど詳細に現地審査の結果での変更の箇所について説明をさせていただきます。トップレベルの申請は第三者検証を受けた後に東京都で審査されるわけでございますが、本年度2件、東京都と要協議という状態で提出をされております。No. ②の熱供給施設と、No. ⑬の情報通信施設でございます。この2件における都との要協議項目というところについても後ほどご説明をしようと思っております。全体のところは以上でございます。

(田辺委員長)

ありがとうございます。今の資料2に基づいて今年度申請がなされている20件の全体の傾向についてご説明ありましてけれども、皆様から何かご質問・ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。このままだとあまり何もわからないですね。それでは先ほどご提案があったように、引き続いて各事業所毎の審査を行わせていただきたいと思います。特に③と⑯の熱供給施設と事務所に関しては分類の変更がありますので、この2件について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それではこれより都の審査の結果、分類の変更のございました2件について詳細にご説明いたします。21ページの資料3-3をご覧ください。最初に事業所概要をご説明いたします。本事業所でございますが、2006年竣工の熱供給施設でございます。熱源は水冷チリングユニット、蒸気ボイラー、蒸気吸収冷凍機、ガスタービンのCGS、氷蓄熱槽、水蓄熱槽で構成されております。主にガス系の熱源を主体とした熱源構成となっております。

竣工以降、継続した省エネの取組を実施しておりまして、例えば「燃焼機器の空気比の管理」であったり、「高効率コージェネレーション」の取組というところが、前年度から向上している項目で、更に省CO<sub>2</sub>の取組を進めている事業所でございます。各種データの解析というところがございますが、基本BEMSを導入しておりまして、コミッションングも実施しております。再生可能エネルギーであったり、自然エネルギーの活用というところは特段ございません。

続いて、24ページをご覧ください。中段の辺りに、設備項目での主な得点事項というところを記載しております。例えば、Ⅱ3a.17の「蓄熱システムの導入」等が大きく得点を取っていたというところがございます。本事業所については、現地審査で合計45項目の内容を確認しております。この中で修正が必要だった項目というところが、この表の中ですね、右から3番目のところに要修正という欄がございまして、こちらに「○」がついているところについて、要修正が必要となった箇所が合計11箇所ほどございました。

本事業所は都審査において、不合格要件が合計で2項目ガイドラインの内容では実施できない事項がございました。その項目でございますが、No.7のI4.5「エネルギー供給設備の運転解析の実

施」とNo. 29のⅡ3b.6「電気室の温度制御の導入」、こちらの2項目でございます。詳細の内容についてご説明をいたします。これからですね、机上に配布をしておりますガイドラインも併せて見ていただければ分かり易いかと思います。

区分Ⅰのガイドラインの83ページをご覧ください。ガイドラインの見方でございますが、上段のところですね、評価内容を記載しております、この評価内容というところでございますが、このⅠ4.5「エネルギー供給設備の運転解析の実施」につきましては、エネルギー供給設備の運転に関してBEMS等のデータの運転解析により、需要パターンに応じた機器の選択と稼働率の選択等、運用実態に即した運転計画と運転効率の検証がどの程度の頻度で実施をされているかというところで評価をする項目でございます。実施回数に応じまして、「年2回以上」、「年1回以上」、「実施無し」、「エネルギー供給設備無し」というところで評価を行う項目でございます。中段の辺りにですね、記載をしております「取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準」の部分を見ていただきますと、この評価項目の判断を示しております。この項目につきましては、判断基準でア～オまでの全てで実施をしている時にその頻度を選択するという項目となっております。

本内容につきまして、現地で根拠書類等を確認いたしましたところですね、この判断基準の中の「エ」でございますが、「季節ごとの代表日時刻別の運転実態や年間頻度分布等により、システムの最適化に関する運転解析の実施」という項目に関して、実施が確認できませんでした。そのため、この項目について「実施無し」というふうに判断をさせていただきました。

2つ目の項目でございますが、ガイドラインの141ページになります。141ページをご覧ください。この項目が、Ⅱ3b.6の「電気室の温度制御の導入」の項目でございます。この項目でございますが「電気室の温度制御が、全電気室数に対して、どの程度の割合で導入されているか」という内容について、評価をする項目でございます。割合に応じまして、「80%以上に採用」、「40%以上80%未満に採用」、「40%未満に採用又は採用無し」、「電気室無し」で評価を行う項目でございます。こちらの判断基準が、ア～オまで示しております、こちらの中のいずれかに該当している時にこの割合を選択するというようなものでございます。

この事業所の場合、空調・換気の方式というところが「空調機＋ファン」というところで構成をされておまして、判断基準で言うところの「ア」で判断をすることになります。現地で根拠書類等を確認したところ、自動制御ではなく人が入り切りする制御で、自動制御を行っていないものでございましたので、「採用無し」というふうになりました。こちら電気室が一つしかないということで、0/1というところで「採用無し」になりました。そのため、不合格要件が2となりまして、トップレベルから準トップレベルに分類変更になった事業所でございます。

またですね、実際には不合格要件というところで、トップレベルから準トップレベルに分類変更になったというところではございますが、大きな得点の低下の要因についても記載をしております。審査シートの24ページをご覧ください。表の一番下の段のところ、都審査による主な変更項目（得点の差分が0.3点以上の項目を記載）という欄をご覧ください。一番得点の低下が大きかったところといたしまして、Ⅱ3a.1「高効率熱源機器の導入」の項目がございます。こちらの項目でございま

すが、評価の方法といたしましては、ガイドラインの105ページになります。

ガイドラインの105ページを開いていただきますと、II 3a.1「高効率熱源機器の導入」の項目でございますが、この項目は高効率熱源機器が全ての熱源機器に対して、どの程度の割合で導入されているかというところを評価する項目でございます。こちらの根拠書類等を確認させていただいたところですね、年間熱製造量実績であったり、定格エネルギー消費量、熱源容量が異なっていたというところで修正をした結果、得点の低下となった事業所でございます。

1 事業所目は以上でございますが、続いて2 事業所目も続けてよろしいでしょうか。

(田辺委員長)

どうでしょうか？事務局はどちらでもよろしいですか？

(事務局)

2 事業所目についてもご説明差し上げた後の方がよろしいでしょうか？

(田辺委員長)

どちらの方がよろしいですか。じゃあ一緒に説明していただいてからやりましょうか。

(事務局)

はい、わかりました。それでは続いて2 件目の都の審査結果により、変更があった事業所についてご説明させていただきます。続いて、本日お配りしている資料の129ページをご覧ください。資料3-16になります。

最初に事業所概要をご説明いたします。本事業所でございますが、2002年竣工の延べ面積の約7割が事務所、約1割が商業施設の物販、約1割が商業施設の飲食の事務所ビルでございます。熱源は地域冷暖房を受け入れておりまして、一部空冷チリングユニットもございます。地域冷暖房からの熱の受入れを主体といたしました熱源構成となっております。

こちらの事業所につきましても、竣工以降、継続した省エネの取組を実施しておりまして、「CO<sub>2</sub>濃度による外気導入制御の導入」であったり、「空調機の変風量システムの導入」を新たに追加しております。各種データの解析という点では、基本BEMSと拡張BEMSを導入しております。再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用というところは特段ございません。事業所概要は以上でございます。

続いて132ページの審査シートをご覧ください。こちら中段の表に設備項目での主な得点事項の記載をしております。この事業所の場合は、例えば、II 3b.8「空調機の変風量システムの導入」といった項目が、得点として大きなウエイトを占めておりました。

本事業所でございますが、現地審査にて合計39項目を確認しております。この中で修正が必要だった事項というのが、合計18項目ございました。本事業所は都の審査において、不合格要件が3項



目、ガイドラインの内容では「実施ができない」というように判断ができた項目がございました。それが、No.5のI3.5「エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入」とNo.9 I4.5「エネルギー供給設備の運転解析の実施」、No.11 I5.1「保守点検計画の策定及び実施」の3項目でございます。いずれも、Iの一般管理項目といったところの内容でございます。これらの項目の内容についてご説明いたします。

ガイドラインの方をお開きください。75ページになります。こちらI3.5の項目でございますが、評価の仕方といたしまして「熱源システム効率等、エネルギー供給設備の分析に必要な電力量・燃料消費量・熱量・流量・温度・補給水量等の把握に必要な計測・計量設備が、どの程度細かく導入されているか。」を評価する項目でございます。計量の細かさに応じまして、「機器別」、「系統別」、「システム別」、「採用無し」、「エネルギー供給設備無し」で評価を行います。判断基準でア～エまでの中で実施の内容に合うものを選択する項目でございます。こちらの内容につきましても現地で根拠書類等を確認したところ、本事業所が地域冷暖房と空冷チリングユニットという熱源構成でございまして、この空冷チリングユニットの部分でございますが、空冷チリングユニットとパッケージも空調機として持っておりまして、そちらがまとめて計量されているというところで、空冷チリングユニットにかかる部分の熱量が計量されていないというような状況でございました。そのため「採用無し」というふうに判断いたしました。

続いてガイドラインの83ページをご覧ください。I4.5の項目になります。「エネルギー供給設備の運転解析の実施」の項目でございます。こちらは、先ほどご説明をいたしました通りですね、BEMS等のデータの運転解析というところで、どの程度の頻度で行っているかというところを評価する項目でございます。こちらも現地で根拠書類を確認いたしましたところですね、この事業所の場合ですと「イ」のですね「月別の熱製造量とエネルギー使用量から、月別、期間、年間の運転効率を把握」という内容のうち、月別の解析結果というところが確認出来ませんでした。そのためですね、この月別というところが確認出来なかったため「実施無し」というふうに判断いたしました。

続いて3つ目の不合格要件でございます。続いて90ページの内容をご覧ください。ガイドライン90ページをご覧ください。I5.1「保守・点検計画の策定及び実施」でございます。こちらの評価の考え方、評価内容でございますが、「燃焼設備及び動力設備の保守・点検計画の策定及び計画に基づいた保守・点検の実施がどの程度実施されているか」ということを評価する項目でございます。実施状況に応じまして、「計画の策定及び実施」、「計画の策定のみ」、「実施無し」という評価を行う項目でございます。

こちらの判断基準のアからイの中で該当する項目を選択するという項目でございますが、現地で根拠書類を確認しましたところ、判断基準の中の(2)で求めております「保守・点検計画の策定については、保守・点検の項目及び頻度、実施の確認ができるような一覧表が作成されていることとし、次のアからカまでの保守・点検項目に関連する設備がある場合は、必ずその項目を含むものとする。」の中に記載しております保守点検の頻度が、本事業所の場合は明記をされていなかったため、どの程度の頻度で点検を行っていくかという項目について確認ができませんでした。そのた

め、この項目についても「実施無し」というふうに判断をいたしました。

その結果、この事業所の不合格要件の数が3つとなりまして、トップレベルから準トップレベルへの分類の変更となりました。こちらの事業所につきましても、不合格要件で準トップレベルの分類の変更にはなりますが、大きな得点の低下の要因といたしまして、委員会資料の132ページをご覧下さい。こちらの一番下の段のところに都審査による主な変更項目を記載しております。

大きな得点低下の要因となりましたのが、I 4.3「CO<sub>2</sub>削減目標の設定、CO<sub>2</sub>削減対策計画の立案及び実績の集約・評価の実施」の項目でございます。こちらですね、具体的な内容であったり、検証結果をまとめた書類というところを確認したところではございますが、この表の中で、一期が何%、二期が何%というような数値が記載されているのみで具体的にどういうことを行っていくか、といったところの検証結果がまとめられていないような状況でございました。そのためですね、計画は立てているけれども実施しているかどうか判断できないということで「計画の策定のみ」に修正を求めた項目でございます。こういったところが、不合格要件が発生したところと得点の大きな変動があった項目でございます。以上です。

(田辺委員長)

はい。ありがとうございます。ちょっと2件一緒にやったのでこんがらがるかと思えますけども、最初に③の熱供給施設の方が25ページの部分でトップレベルでも申請があったんですが、都の審査の結果I 4.5「エネルギー供給設備の運転解析の実施」が不合格であり、それから、II 3b.6ですね、「電気室の温度制御の導入」が不合格であるということで、不合格の要件があるので準トップレベルではないかということなんですが、何か内容についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか？

(山本委員)

確認させていただいてよろしいでしょうか。電気室の温度制御についてなんですけれども、これはもう自動制御というものに限ったものでよろしいですか。つまり、管理マニュアルに沿って人間が自動制御に近いことが出来るんですけれども、それはもう該当しないということでよろしいでしょうか？

(事務局)

はい、この項目につきましては、人が管理をするというところで確かに同等の効果もある可能性もございますが、あくまで自動制御として、発停等がキチンと出来ているかというところで評価しております。

(山本委員)

わかりました。ありがとうございます。

(田辺委員長)

他にいかがでしょうか。今の2点以外のところのご質問でも結構でございますがいかがでしょうか。よろしいですか。

(山本委員)

じゃあ、もう一つだけ質問なんですけれども。

(田辺委員長)

はい、どうぞ。

(山本委員)

ここ、ガスタービンですよね。大きさ、容量が書いてないので分からないんですけれども、全体のエネルギー使用量に占める割合はどれくらいですか？

(事務局)

ここがですね、ガスタービンCGSがございまして、基本的にやはりガスを主体としたというところでございますが、今根拠書類の方を確認しておりますので、後ほどご回答させていただくという形でもよろしいでしょうか。今調べておりますので、少々お待ち下さい。

(山本委員)

ガイドラインの「エ」に該当しない、かなり詳しい解析がここでは必要だということで、それをやるだけの大きさのエネルギー量を持っているという認識でよろしいですか？

(事務局)

はい、この項目自体で容量による、やる、やらないというところは無いですけれども、ウェイトとしては非常に大きなものでございます。

(田辺委員長)

じゃあ、また元に戻っていただくこともありますので、資料3-16の、こちらもトップレベルで修正があり不合格要件があるということで準トップレベルではないかということでございますが、要件の中で133ページのI 3.5の「エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入」、I 4.5「エネルギー供給設備の運転解析の実施」、I 5.1「保守・点検計画の策定及び実施」が不合格ではないかということなんです。何か、それ以外でも結構でございますけれども、ご質問があればいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(山本委員)

すいません、私ばかり申し訳ありませんが、2点確認させていただきたんですけれど、まず拡張BEMSが入っていて、エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量がないとかですね、運転解析をしてないということに関して、拡張BEMSが入っているということとの齟齬がないんですか、というのが1点目。

(事務局)

拡張BEMSの評価でございますが、少々お待ちください。I 3.1の項目でございますが、ガイドラインで申し上げますと69ページでございますが、こちらですねI 3.1「ビルエネルギーマネジメントシステム等の導入」の項目でございますが、この中で基本BEMS、拡張BEMSですね、こういったところを網羅していれば基本BEMS+拡張BEMSとして採用というように判断しております。

拡張BEMSの部分で申し上げますと、大きく分類でというところで維持管理、応用的制御及びエネルギー消費分析および管理というところで、まずこういった機能があるかどうかについて、この項目では評価をしております。システムとして入っていればこちらについては採用というふうに考えております。ここで問題となりましたI 3.5という項目でございますが、こちらですね、一部の機器について熱量計の方が設置されておらず、計量が出来ていなかったというところでございますので、I 3.1の項目とは内容的に満足しないのではないかと、とは思います。

(山本委員)

もう1点がですね、マイナス1点となっている保守・点検計画書に頻度が記載されていないというのがあるんですけれども、当然この事業所というのは管理標準があると思うのですが、管理標準に保守点検頻度というのは記載されていなかったのですか。

(事務局)

はい、根拠書類といたしまして、ガイドラインで申し上げますと90ページのところをご覧ください。I 5.1「保守・点検計画の策定及び実施」という項目の右下の辺りに根拠書類というものがございまして、この項目を確認するにあたって必要となる根拠書類というところが保守・点検計画書であったり、管理標準、保守・点検報告書、点検記録表、その他というところがございます。

この中でもともと作成されていたものが、保守・点検計画表だったんですけれども、その中に記載がありませんでした。我々としても、例えば管理標準に記載が無いですか、というところを確認したんですけれども、その部分にも記載が無く、頻度が明示されていなかったもので、我々としても頻度がどのくらいであるのか、というところを求めている項目でございますので、「採用無し」というふうに判断する必要があるかな、というところでございます。

(山本委員)

すいません、管理標準自体はあったということですか。

(事務局)

管理標準自体は、整備をされていた事業所でございます。

(工藤委員)

今実際にそういう管理体制がある物件で、ガイドラインそのものを読み込んでいるか、いないか、っていうようなところがあるのかなと思ひまして。頻度自体っていうのは、いろんな意味で通常の業務上比較的やりやすいシンプルな運用だと思うんですけども、そうすると逆に言うと意図的にやっているようなイメージでは無いので、ガイドラインそのものの読み込みがわかりづらかったとか、そういうような状況があったのではないかな。

(事務局)

ガイドラインの読み込みというところについては、この事業所様のところですね、結構修正の項目が多かったということもございまして、読み込みが十分だったかという点についてはですね、十分でなかった可能性もございます。やはり我々として必要な項目というところは、ガイドラインの判断基準というところに必要な項目は網羅しておりますので、その項目については、やはり整備をしておいていただきたいというところでございます。

(工藤委員)

以前からこの場で話題になっていたのですが、やはりガイドラインの理解を進めていただくということを運用側としては考える必要があるんですね。ですから、今おっしゃった実務的なチェックとしてそういうことをやられているということもあるし、なぜそうなったのかということも補足的に押さえておいて、そういうところを注意喚起する必要がある、やはり理解力を高める段階ではあると思っています。

(事務局)

承知いたしました。例年、説明会も開催しておるんですけども、やはりこのガイドラインの内容の説明というところについては、もう少し詳細にする機会というものは必要かな、とは思っております。

(田辺委員長)

今、工藤委員のおっしゃった件なんですけども、今の資料3-16の不合格要件は何か設備投資をしないとだめなのか、エビデンスをキチンとそろえればある程度改善できるのか、そういう感触はわ

かりますか？

(事務局)

今回のこの3項目で申し上げますと、I 3.5の「エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備」というところで、ここが、計測・計量設備が導入されているか否かというところを判断する項目でございますので、この点については場合によっては一部に計測器をつけるということが必要かと思っております。I 4.5につきましては、こちらについてはですね、月別の検証が出来ていなかったというところでございますので、これについては月別のエネルギーの解析というところを今後進めていただければ大丈夫かと思っております。I 5.1の保守・点検計画につきましても、我々としてもこの頻度は記載をしておいて欲しいというところについて申し上げた上でございます。次回以降ですかね、そういったところも反映していただければ不合格要件としては解消できるのかなというふうに思っております。

(田辺委員長)

その他、いかがでしょうか？

(岩船委員)

ありがとうございます、これだけ分厚いものなので完全に読み込むことは大変なので、例えばこういうことで評価点に差が出ましたよという共有内知を集めたものを作っておくということが、必要ではないでしょうか。そういう箇所はどうしても皆がミスしやすい場所かもしれないので、そういうところだけ集めたものを作成することで少し解決になるのではないかなと思います。あともう1点、132ページの左下のNo. 5の「空調の使用量に応じた課金体系の導入」で、マイナス1点となっているがどういう意味か、「主たる用途の事務所が自社使用のため」というところがちょっと分からなかった。

(事務局)

わかりにくくて申し訳ございません。こちらの項目でございますが、ガイドラインで申し上げますと、77ページの項目となります。このI 3.7の項目でございますが、「空調の使用量に応じた課金体系の導入」という項目でございますが、評価内容のところをご覧くださいますと、「主たる用途のテナント空調料金の課金方法に、熱量及び電力量など使用量に応じた課金体系が導入されているか」ということを評価する項目でございます。

判断基準の方を見ていただきますと、「主たる用途のテナント賃貸部分の」という記載がございまして、このビルが自社ビルでございまして、そもそもテナントビルではなかったため、この項目を評価する上ではですね、テナントの部分に対してどういった課金体系をしているかことを評価する項目でありましたので、そもそも自社ビルであったため、評価の考え方が違いましたというこ

ろでございます。

追加で、先ほどコジェネの投入エネルギー量の割合でございますが、だいたい11.8%ぐらいと、10%ぐらいが先ほどのNo. ③の事業所におけるコジェネの占めるエネルギーの割合でございますが、だいたい約11%というところでございます。

(田辺委員長)

じゃあ、野部委員よろしくお願いたします。

(野部委員)

今の⑩の事業所ですけれども、前年度のCO<sub>2</sub>排出量実績が90kg-CO<sub>2</sub>ですけれども、これは例年に対してどんな傾向を示しているのか？

(事務局)

前年度との比較ということですか？

(野部委員)

もっと前から。

(事務局)

今手持ちの資料がございませんので、少々お時間いただいて、それでよろしいでしょうか？

(田辺委員長)

少し調べていただいている間に何かご意見はございませんか。感覚的には、物販・飲食が入っているのががんばっている印象ですけどね。

(事務局)

今調べている途中ではございますが、実態として今おっしゃっていただいたとおりですね、ほぼ7割くらいが事務所でございまして、物販1割、商業1割にプラスで、文化施設的なものが、シアター、劇場的なものがございまして、そういった中で申し上げますと、比較的原单位的はですね、がんばっているのかなというところと、あとは業務実態的にどうかというのも若干ございますので、稼働時間的には比較的長い事業所ではございますが、90kg-CO<sub>2</sub>というところで考えますと、我々も標準原単位というところを設定しておるところが、85kg-CO<sub>2</sub>というところでございますので、そういった面では非常に数値としては悪くない数値なのかなというふうに思っております。

(田辺委員長)

すぐ答えられそうですか？

(山本委員)

すいません、ちょっと技術的なことで教えていただきたいと思うのですが、今の⑯の一番下の4番目のですね、エレベーター機械室の室内設定温度の適正化の中で、「実施記録を確認し、」とありますが、これって実施記録はそもそもどういう形式のモニタリングでレコードされているようなものなんですか。実際の要件を見ますといわゆる30℃以上で設定されている実施記録がある場合は、通常、設定温度を下げてしまえばそれをいじらない限りそれは一回、前日で設定で100%とみなされるものなのか、何月何日に何℃に設定しましたというところを何かしらデジタル情報に自動的に記録されるようなものなのか？

(事務局)

そうですね、ここなんですけれども中央監視から一括で設定しているパターンもありますし、張り紙などをして、例えば28℃に設定、ここでは30℃なので30℃以上に設定というところで、逆に言うと中央からは発停、設定は出来ないところを現地で設定して日々の点検記録とかで30℃以上に設定になっているところとか、例えばチェックをつけていただいているところで、各日やっているというようなパターンもございますし、中央監視から設定しまして30℃というようなところで実施している事業所もございます。

(山本委員)

そうすると、この例えば40%以上80%未満というのは、分母は何になっているか？

(事務局)

こちらがですね、ガイドラインの245ページとなりまして、245ページを開いていただきますと、Ⅲ1b.12「エレベーター機械室・電気室の室内設定温度の適正化」で評価の仕方がですね、全エレベーター機械室及び全電気室に対してどの程度の割合で実施をしているかというところがございます。エレベーター機械室と電気室の総数が、例えば10部屋あったうち実際設定をしているところが4部屋であれば40%ということで、この40%以上80%未満という判断になります。

(山本委員)

時間ではなく、あくまでも場所の数ということか？

(事務局)

はい、そうです。実施をしている対象となる数で判断しております。



(田辺委員長)

いかがですか、よろしいですか、先ほどの件ですが分かりますか？

(事務局)

CO<sub>2</sub>でございますが、やはり一期と二期で若干係数が異なりますので、通常の比較というものはなかなか出来ないんですけれども、一次エネルギーで考えた時でございますが、その場合ですと5%程減少している、前年度から5%程減少しているということで、必ずしもイコールではないんですけれども、大体同じような傾向かと思われます。

(野部委員)

それはいつに比べて5%でしょうか？

(事務局)

前年です。

(野部委員)

わかりました。これは省エネのメニューをどう実施するかという、そういう審査だから数値はあんまり関係ないと思うんですけれども、それが最終的には削減につながっているかというところを見たいので、経時的な変化を参考資料としてお出しただけると今後楽かと思ひます。

(事務局)

はい、承知いたしました。

(田辺委員長)

トップレベル、準トップレベルを取った全体は、取ってないところと比較してどの程度減っているかというデータはあるので、アーリーアクションでトップレベル、準トップレベルでいい設備を入れているから減らせないということは無いですよという全体像は都がお出しになっているのではないかと思うんですけれども。

(事務局)

そうですね、過去のフォーラム等でご説明させていただいたようにですね、我々の方からそういったものは情報提供いたしております。

(田辺委員長)

それでは今の③、⑩についていかがでしょうか。よろしいですか。一応、今不合格要件のご説明

があつて、もし申請時2件ともトップレベルですけれども、不合格要件について特に異議無しということで、こちらは準トップレベルということで進めさせていただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか？

(各委員)

異議なし。

(田辺委員長)

ありがとうございました。それではですね、ちょっと申請件数が多いので申請と都の審査結果が同じレベルになっていますので、6件まとめて①、②、④、⑤、⑥、⑦のそれぞれの事業所の概要等の説明をお願いいたします。

(事務局)

それではこれより6件ほどですね、まとめて説明させていただきます。5ページの資料3-1をご覧ください。こちらの事業所でございますが、事業所概要をご説明いたします。本事業所でございますが、2012年度竣工の延べ面積の約9割が事務所のテナントビルでございます。熱源は、高効率なターボ冷凍機、温水ボイラーと水蓄熱槽といったところから構成されております。どちらかというところと電気系の熱源を主体とした熱源構成となっております。

各種データの解析は基本BEMSを導入いたしまして、エネルギー等の解析を実施しております。こちらの事業所はですね、利用者への環境情報の提供といったところについても積極的に行っております。再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用といった点は特段ございません。事務室の照明でございますが、Hfの照明を主体としておりますが、共用部を中心にLED照明といったところが用いられている事業所でございます。

続いて8ページをご覧ください。こちらの表の中段の部分に設備項目での主な得点事項を記載しております。この事業所の場合でございますが、Ⅱ3a.1「高効率熱源機器の導入」の項目が、評価点0.917というところで、非常にウエイトとしては大きい事業所でございます。この事業所につきましても、審査の項目といたしましては、合計51項目を確認しております。その中で修正の必要があった項目というのが、10項目ございました。この中で、また8ページをご覧ください、都の審査により0.3点以上差があった部分で主なところをご説明いたしますと、Ⅱ3b.8「空調機の変風量システムの導入」という項目がございまして、こちらの項目でございますが、事業者様の方で記載の方法が違っていたというところで、ガイドラインに記載の通り修正をした結果ですね、得点が下がってしまったというような事業所でございます。6件まとめてですね、このくらいのご説明の量でよろしいでしょうか。大丈夫ですか？

(各委員)

問題なし。

(事務局)

わかりました。続いてですね、13ページになります。資料の3-2をご覧ください。こちらの事業所概要をご説明いたします。

この事業所でございますが、1985年竣工の熱供給施設で、何度かプラントの改修等を行っている事業所でございます。熱源の構成といたしましては、ターボ冷凍機、蒸気吸収冷凍機、蒸気ボイラーから構成されておりまして、ガスと電気どちらも使用したで熱源構成になっております。

データの解析につきましては、基本BEMSを導入しておりまして、エネルギー供給解析、コミッションング等の実施をしております。利用者への環境情報の提供というところも、熱供給施設ではございますがっております。再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用といったところは特段ございません。事務室、会議室の照明についてはLED照明が用いられている事業所でございます。

16ページをご覧ください。こちらの一番上の欄でございますが、主な得点事項を記載しております。この事業所の場合はですね、Ⅱ3a.6「水搬送経路の密閉化」の項目が、密閉式回路という方式になっておりましたので、この項目について評価点1.0点を取っております、得点も非常に大きなウエイトを占める項目でございました。

本事業所につきましても、合計32項目を確認しておりまして、その中で修正の必要だった事項というのが合計5項目ございました。この項目でございますが、この事業所様からですね、都と要協議で申請を出された事業所様でございます、その内容についてご説明しようかと思えます。

項目といたしましては、Ⅱ3a.24「統合熱源システムの導入」という項目でございます。シート2のNo.20という項目でございますが、こちらを都と要協議ということで提出をされました。

ガイドラインの131ページをご覧ください。この項目の評価の仕方についてご説明をいたします。この項目でございますが評価の方法といたしまして、「熱源機器、冷却塔及びポンプ等をシステムとして最も高効率に制御する統合熱源制御システムが導入されているか」という内容を評価する項目でございます。事業者様と検証機関の間で意見が分かれたところでございますが、この事業所様が熱供給施設ということでございます、熱供給施設の特殊な事情、及び高効率でやることを理由に手動で運転をしていますという事業所でございます。その手動の内容がこの内容と合致するのではないかとということで、検証機関と事業者様の間で見解の相違ございまして、都と要協議で提出をされたものでございます。

現地で、われわれの方でも内容を確認いたしまして、やはりこのガイドラインの項目というところが、人が介在していないとすることでは無くて、全体として適切に制御できている、全体の熱源構成を含めて自動でやっているかということの評価をする項目でございますので、判断基準に合致しないということで修正を求めて、「採用無し」というふうに判断をいたしました。こちらの事業所はこういったところが、大きな変更があった事業所でございます。

(事務局)

続きまして、資料3-4の29ページをご覧ください。こちらの事業所概要についてご説明いたします。この事業所でございますが、2008年からですね2011年にかけて建設された、延べ面積の約5割が教育施設で、約4割が医療施設の複数の建物から成る医療施設の大規模事業所でございます。熱源でございますが、ターボ冷凍機に蒸気ボイラー等から構成されております。また医療施設の部分につきましては、排熱投入型の直焚吸収冷温水機、ガスエンジンのコジェネ等も設置されております。

この事業所はエネルギー管理を医療施設と教育施設で分けていたため、評価書・調書といったところは複数管理者シートで提出をされております。この事業所のエネルギーの解析等については、基本BEMSで実施をしております、エネルギー供給解析も実施しております。再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用は特段ございません。照明でございますが、医療施設、教育施設の照明はHf照明を中心に設置をされておりました。

続いて32ページをご覧ください。この事業所の主な得点項目をご説明いたします。この事業所様ですが、II 3a.1「高効率熱源機器の導入」の項目について、得点は大きな事業所でございます。都の審査で得点が下がった項目でございますが、32ページの一番下ですが、今のII 3a.1の項目でございますが、この項目について実際に現地で機器の状況等を確認したところですね、記載の内容において定格エネルギー消費量の記載が異なっていたというところで修正をした結果、得点が低下した事業所でございます。

(事務局)

続きまして、41ページの資料3-5をご覧ください。こちらの事業所でございますが、2012年竣工の延べ面積の約9割が事務所の事務所ビルでございます。熱源は地域冷暖房を受け入れております。事務所の空調等で、天井の輻射冷房等で使われている事業所でございます。

データの解析は基本BEMSで解析を行っております、エネルギー供給解析等を実施しております。再生可能エネルギーとしまして、100kWを超える非常に大きな太陽光発電が設置をされておまして、グラデーショナルブラインド等を活用した自然採光といったところも利用している事業所でございます。事務室、共用部等でLED照明も用いられている事業所ございました。

44ページをご覧ください。この事業所での主な得点事項を記載しております。この事業所の場合はですね、申し上げました通りLEDが非常に採用されていたというところございましたので、II 3c.1「高効率照明器具の導入」といったところが非常に大きなウエイトを占めておりました。この事業所での都の審査での主な変更項目といったところでございますが、II 3c.3の「照明の初期照度補正制御の導入」のところ、一部都の審査で評価が変わっております。こちらですね、根拠書類等を確認したところですね、実際の制御としてやっているが見落としがあったというところで適切な内容に修正を求めた結果ですね、得点等が変わったという項目でございます。

(事務局)

続いて、49ページをご覧ください。資料3-6ですね、こちらの事業所でございますが、2002年竣工の延べ面積の約7割が事務所でございます、残りの1割が商業の物販、あと1割が商業の飲食のテナントビルでございます。熱源は、直焚吸収冷温水機、温水ボイラー等で構成されております。

また、空調機といたしましては全面的にガスヒートポンプ、GHPを導入している事業所ございました。竣工以降もいろいろと省エネの取組を実施しておりまして、CO<sub>2</sub>濃度による外気導入制御等ですね、追加で対策等を行っている事業所ございました。各種データの解析といった面では、基本BEMSで解析を行ってございました。再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用は特段ございません。照明でございますが、事務室の照明がHf照明を設置しており、共用部を中心にLED照明といったところが用いられてございました。

52ページをご覧ください。中段の辺りに主な得点項目を記載しております。この事業所の概要はII 3b. 13「CO<sub>2</sub>濃度による外気量制御の導入」この項目が非常に得点として大きなウェイトを占めている事業所ございました。

(事務局)

続きまして、57ページの資料3-7をご覧ください。こちらの事業所でございますが、1999年竣工の延べ面積の約8割が事務所、約1割が駐車場のテナントビルでございます。熱源は、地域冷暖房を受入れております。

こちらの事業所も竣工以降いろいろと省エネの取組というところを実施しておりまして、コミッションングの実施であったり、「空調機の変風量システムの導入」というところを新たに追加等している事業所でございます。データ解析といった面では基本BEMSと拡張BEMSを導入しております。エネルギー供給解析、コミッションングといったところも実施しております。再生可能エネルギーは導入をしておりますが、アトリウム部分で自然採光の活用といったところも行っている事業所でございます。照明はHf照明を事務室の照明として利用し、共用部の一部にLED照明が用いられてございました。

60ページをご覧ください。こちらの事業所の主な得点項目でございます。本事業所は地域冷暖房を受け入れているというところで、II 3a. 1の「高効率熱源機器の導入」ですね、この項目が得点としては一番大きなウェイトを占めていた事業所でございます。この事業所につきましては、都の審査の結果での大きな得点の変動というところはございませんでした。

(事務局)

一旦、6件ほどまとめてご説明させていただきました。以上でございます。

(田辺委員長)

ありがとうございます。それでは①、②、④、⑤、⑥、⑦に関してですね、何かご質問・ご意見

ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか？

(工藤委員)

中身についてというより、フォーマットについてなのですが、表の中に情報が単純に並んでいるのですが、例えば今の第一計画期間からの追加対策が60ページは記載されてますけれど、他のところが無いのは、項目自体が無いのか、それともあくまでも抜けているのかという判断がしづらいようなところがあります。フォーマットは全部共通化にさせていただいて、無かったら無しという形で比べた方が、短時間で評価をする側としてはやりやすいかなと思います。

(事務局)

承知いたしました。

(工藤委員)

それと、審査において変更項目は基本やはりマイナスのものが多いのですが、逆に一部プラスのものがあるということは、いい意味で審査と観察のバランスが取れているということでしょうか。例えば、32ページで「水熱源パッケージで冷媒管の無いものは冷媒管の長さを空欄のまま修正」とサラリと書いてあるのですが、これは何でしょう。

結局、今の申請評価書を見るとおそらくは自動的に計算するようなフォーマットになっていて、この場合は選択不能だったから選択しておらず、選択すればスコアがちゃんと付くんですよ、ということがその場で示唆されたのか、そもそも意識されていなかったのか、その辺はどうだったのでしょうか。何が言いたいのかというと申請段階で自動計算されるようなところは、入力する、しないの迷いがあるなら、次回以降は修正すべきものだと思っているので、この辺をどう考えていらっしゃいますか？

(事務局)

この項目は調書に記載する項目でございまして、パッケージ空調機器を書いて、実際にどういう能力のものはいって、その結果ですね、高効率なものなのかを選択するような項目になっています。一部ですね、自動で判定をして、例えば、同じ入力としておかしいところがある時は赤いセルが出てエラー判定をするような箇所もあるんですけども、この項目については水熱源パッケージを選んでいるから、冷媒管の長さのところに例えば赤字がつくとかってような判定をしているわけではなくてですね、あくまで実際の状況としてどうかってところで記載をしていただいているところではございます。我々としてここはどうか、というところで、審査の項目で挙げさせていただいて、実際に確認をしたところですね、冷媒管の長さとしてはいららないかな、と判断をした項目ではございます。今後は、こういう場合に例えばエラー判定が出たりですね、何か記入を促していくということもある程度まではできるかな、とは思うんですけども、といったような

状況でございます。

(田辺委員長)

ありがとうございました。他にご意見・ご質問ございませんでしょうか？

(山本委員)

No. ①とNo. ②の同じく「統合熱源システムの導入」の件でお伺いしたいんですけど、①の事業所さんで試運転したんだけど、以後は使用していないということの理由をお聞かせいただきたい、というのが1点目。それから②の事業所さんにご説明の中で全て手動運転っていうことなんで、これはこれでいいのかなと思ったんですが、この解釈としてですね、熱源制御システムの、例えば現場をやっていると早めに停止したりと、ベースとして入っているんだけど、現場の優れた人もいらっしゃるんですね、手動で止めたと、これも人の介在と取られるのかどうか、そういう点で質問させていただきたいなど。

(事務局)

1点目のNo. ①の事業所様でのⅡ3a. 24の解釈でございますが、こちらですね、審査シートで言いますとNo. 18ですね。こちらのところで「昨年度秋以降に使用していないため採用無し」というふうに書いておまして、こちらですねシステムとしては導入しているんですけども、ここがですね、学会に向けて色々と論文等を作成されているタイミングまでは実際どういう動きをするのかというところを確認されておったんですけども、その後ですね、若干チューニング等が必要ということで昨年度末時点では一旦運転をやめていたという事業所でございます。この項目がですね、設備の項目ではあるんですけども、運用として使っていないものを評価できないというところで一旦ここについては「採用無し」としたところでございます。

2点目のところのですね、手動で場合によっては止めるというところの考え方で、特に熱供給施設であったりですね、情報通信施設であったりとかという事業所では、場合によってはどうしても人が介在しないといけないというところは可能性としてはあるかなと思うんですけども、今のガイドラインの中でいいますと、基本的には全部自動制御というふうに求めているところではございますので、ご意見としてですね、こういった場合に例えばどう判断するかっていうところについては何か解釈があってもいいのかなと思います。実際に現地に行ってですね、今回、このⅡ3a. 24の項目について、合計の4事業所は、「採用有り」というふうにしていたんですが、我々として確認してですね、いずれも「採用無し」というふうになってしまった項目でございまして、そういったところの部分を踏まえましてですね、場合によってはガイドラインに何か盛り込むっていうのはあるのかなとは思っております。

(山本委員)

ありがとうございます。是非そうしていただきたいな、と思うんですけども、世の中ですね、熱源の制御システムっていうのは結構出てきて、いろんなところからいろんなものが出て、言葉は悪いんですけども、ピンからキリまであって、ただすごく優れたシステムで完全に手放しで運転できるかというところとちょっとその辺は不安があるっていうのもありますし、更にベースで動かしてみても更に人間のエキスパートの人の感覚っていうことで、更に省エネルギーができる可能性もありますので、そのあたりを評価いただけるとういかなと思います。

(事務局)

承知いたしました。

(田辺委員長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは今ご説明ありましたですね、①、②、④、⑤、⑥、⑦につきましては申請と都の審査結果は同じということでよろしいでしょうか？

(各委員)

異議なし。

(田辺委員長)

ありがとうございます。それでは次の事業所についてですね、事務局の方からご説明お願いいたします。

(事務局)

続きまして、65ページの資料3-8をご覧ください。最初に事業所概要をご説明いたします。この事業所でございますが、2008年竣工の延べ面積の約8割が事務所、約1割が商業施設の飲食のテナントビルでございます。熱源は地域冷暖房を受け入れております。

こちらの事業所も竣工以降も継続した省エネの取組というところを実施しております、「照明の初期照度補正」であったり、「CO<sub>2</sub>濃度による外気導入制御の導入」といった項目についても継続的に実施しております。データの解析につきましては、基本BEMSと拡張BEMSを導入しており、エネルギー供給解析、コミッションングを実施しております。「利用者への環境情報の提供」という項目もホームページ等サイトを利用して積極的に行っております。再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用は特段ございません。照明でございますが、事務所と共用部の照明については、Hfの照明が用いられている事業所ございました。

68ページをご覧ください。中段の表の部分です。主な得点事項を記載してあります。この事業所様はですね、地域冷暖房を受け入れている事業所でございます、II 3a. 1の「高効率熱源機器の導入」と



いったところが得点として非常に大きくなっておりました。この事業所につきましても、現地の審査で合計45項目を確認しております。この中で修正が必要だった箇所が3項目でございました。都の審査により、0.3点以上変更があった項目でございますが、68ページ一番下の欄のⅡ3b.2ですね、「高効率パッケージ形空調機の導入」の項目でございます。

こちらですね、減点の理由でございますが、現地で設置状況を確認したところですね、ショートサーキットをしていそうだとこのところが確認されましたので、調書の欄でショートサーキット無しという欄があるんですけども、その「○」を削除した結果得点が下がったというような事業所でございます。

(事務局)

続いて、73ページの資料3-9をご覧ください。この事業所は、2012年竣工の延べ面積の約7割が事務所、約1割が文化娯楽施設で2割が駐車場のテナントビルでございます。熱源は地域冷暖房を受け入れております。

データの解析につきましては、基本BEMSを導入いたしまして、エネルギー供給解析、コミッションングも実施しております。こちらですね、太陽光発電として非常に大容量のものが付いております、50kWを超えるですね、非常に大きな太陽光発電を設置しております。

またですね、グラデーショナルブラインドを活用した自然採光の活用というところも実施をしている事業所でございます。照明でございますが、事務室・共用部では全面的にLEDを採用しているといったような事業所ございました。

76ページをご覧ください。こちらの中段の表に主な得点項目を提示しております。この中ではですね、Ⅱ3a.1ですね、こういったところが主な得点項目としてございました。こちらも地域冷暖房を受け入れております。この事業所でございますが、現地の審査で合計38項目を確認しております、この中で修正が必要だったという項目が合計7項目ございました。

都の審査により、得点が0.3点以上の変化があった項目でございますが、こちらⅢ1b.8「クールビズ・ウォームビズの実施」とⅢ1b.2「CO<sub>2</sub>濃度・外気温湿度による外気取入量の調整」の項目でございます。得点の影響の大きかったこのⅢ1b.8の項目でございますが、こちらまだきちんとご説明していないのでご説明させていただきます。ガイドラインの241ページをご覧ください。

この項目の評価の仕方でございますが、クールビズ・ウォームビズの項目の中で、「クールビズ(夏季27℃以上)及びウォームビズ(冬季20℃以下)による空調設定温度の緩和が、主たる事務室、教室及び研究室の床面積に対して、どの程度の割合で実施されているか」というところで評価をする項目でございます。夏季27℃といったところの部分を主に確認をする項目でございます。こちらですね、現地で空気環境測定の測定結果の確認をいたしたところですね、午前と午後で大きく温度差があり、異なってしまう部屋があったということで、取組の割合のところを変更した事業所でございます。その結果、得点の低下といったところがあった事業所でございます。

(事務局)

続いて、81ページ 資料3-10をご覧ください。こちらの事業所でございますが、2007年竣工の延べ面積の約5割が事務所、約4割が商業施設の物販です、約1割が商業施設の飲食のテナントビルでございます。

熱源は高効率のターボ冷凍機、ブライントーボ冷凍機、熱回収ヒートポンプ、水蓄熱槽、氷蓄熱槽から構成をされております。温熱源は蒸気ボイラーを利用しておりました。主に電気系の熱源構成となっている事業所でございます。

こちらの事業所も、竣工以降も継続した省エネの取組といったところの実施をしております、「照明のゾーニング制御」といったところが追加して実施をしている事業所でございます。データの解析は、基本BEMSと拡張BEMSを導入いたしまして、エネルギー供給解析、コミッショニングを実施し、利用者への環境情報の提供といったところも積極的に行っている事業所でございます。再生可能エネルギーは導入しておりませんが、自然採光の活用を行っている事業所でございます。照明は、事務室・共用部の照明はHf照明が用いられておりました。

84ページをご覧ください。こちらの中段の表の主な得点事項でございますが、こちらの事業所の場合は、II 3a.1「高効率熱源機器の導入」の項目が得点として非常に大きなウエイトを占めておりました。この事業所の現地審査でも合計51項目を確認いたしまして、この中で修正の必要があった項目が5項目ございましたが、大きな得点変動のあるような項目はございませんでした。

(事務局)

続きまして89ページ 資料3-11をご覧ください。こちらの事業所でございますが、本年度、準トップレベルからトップレベルに上がる申請を行った事業所でございます。2012年度竣工の、延べ面積の2割が事務所、2割が商業施設の物販、1割が商業施設の飲食、2割が文化娯楽施設、2割が駐車場の商業施設でございます。

熱源は地域冷暖房を受け入れておりますが、テナント用の熱源として、一部、空気熱源ヒートポンプもございます。データの解析は基本BEMS、拡張BEMSを導入し、エネルギー供給解析、コミッショニングを実施し、利用者への環境情報の提供も積極的に行っている事業所でございます。こちらの事業所も太陽光発電が導入されておまして、10kWを超える比較的大きな太陽光発電が設置をされておりました。照明でございますが、オフィス部分はHf照明を中心に設置をされ、共用部や商業施設の店舗では一部LED照明が採用されておりました。

92ページをご覧ください。主な得点項目でございます。こちらの事業所の場合は、II 3e.1「エレベーターの可変電圧可変周波数制御方式の導入」ですね、こちらが得点として非常に大きなウエイトを占める事業所でございます。この事業所におきましては28項目、現地で確認しております。この中で、修正が必要だった項目が合計3項目ございました。

都の審査により、大きな得点の変更が0.3点以上の変更があった項目でございますが、II 3b.11「空調温度制御の不感帯の設定」の項目でございます。得点低下の理由でございますが、こちらはまだ

ガイドラインでご説明しておりませんので、146ページをお開きください。146ページの「空調温度制御の不感帯の設定」の項目でございますが、評価の内容といたしまして、「主たる居室に対する空調温度制御の不感帯が、設定値に対してどの程度に設定されているか」という評価をする項目でございます。こちらですね、現地の中央監視で実際に制御内容の確認をしたところ、システムの確認をした時に申請の数字と実際に不感帯を設定している数値が違っていたということがございました。そこで、昨年度の状況を確認したところ、申請の値が間違っていたということでございまして、誤りが見つかった結果、この項目を事業所に修正を求めて、「±0℃」に修正をしたところでございます。

(事務局)

続きまして97ページをご覧ください。資料3-12になります。この事業所でございますが、2010年度竣工の延べ面積の7割が事務所、1割が商業の物販、1割が文化娯楽施設のテナントビルでございます。熱源は地域冷暖房を受け入れており、一部、空気熱源ヒートポンプがございます。

データの解析は基本BEMSで実施をし、エネルギー供給解析を実施しております。こちらの事業所も太陽光が非常に大容量付いておりまして、50kWを超える太陽光発電が設置をされておりました。こちらですね、中央から制御が可能な自然換気窓システムというものを導入しておりまして、自然通風の活用というところも行っている事業所でございます。照明につきましては、全館LEDという事業所でございます。

続いて100ページをご覧ください。主な得点項目について説明いたします。この事業所の場合ですね、Ⅱ2.1の「高性能な建物外皮の導入」というところで、年間熱負荷係数のPALが32%の削減というところで評価点1.0を取っておりまして、非常に得点として大きなウェイトを占める事業所でございます。この事業所でも43項目ですね、現地審査で確認をし、修正の必要があった項目が合計9項目ございました。都の審査により0.3点以上変更のあった主な項目でございますが、Ⅲ1b.9「居室以外の室内温度の緩和」、Ⅱ3b.9「自然冷媒ヒートポンプ給湯器の導入」の項目でございます。

こちらのもので、Ⅲ1b.9の項目でございます、こちらはまだご説明していないと思いますので、ガイドラインの242ページをご覧ください。この「居室以外の室内温度の緩和」の評価の方法でございますが、「主たるエントランスホール、廊下等の居室以外の室内温度が、居室に対して、夏季は高め、冬季は低め、又は夏季27℃以上、冬季20℃以下に設定されているか」というところを評価する項目でございます。こちら根拠書類を確認したところ、この内容で実施を確認できなかったというところで修正をした事業所でございます。

(事務局)

続きまして105ページをご覧ください。事業所概要をご説明いたします。本事業所は2012年度竣工の情報通信施設でございます。熱源は高効率ターボ冷凍機、熱回収ヒートポンプ等を用いている事業所でございます。どちらかというところ電気系熱源を主体とした熱源構成といえます。データ解析は

基本BEMSを導入いたしまして、情報通信施設の中で、データセンター・インストラクチャー・マネジメント・システム、DCIMというものを導入しております、きめ細やかなエネルギー分析というところを実施しております。こちらの事業所も再生可能エネルギーとして、太陽光発電を大容量導入されております、50kWを超えるですね、大容量設置されておりました。照明は、事務室・共用部の照明として、Hf照明が用いられておりました、

この事業所様でございますが、情報通信という中でコールドアイルであったりホットアイルというところも明確に区分をしていたりですね、サーバーの稼働状況に応じて空調機の台数制御といったところも適切に行われていまして、PUEの値として、1.6以下と非常に高性能な値を達成している事業所でございます。

108ページをご覧ください。主な得点項目でございます。こちらの事業所の場合はですね、Ⅱ3a.1「高効率熱源機器の導入」の項目が主な得点として挙げられて、ウエイトを示す事業所でございます。この事業所もですね、都と要協議で2項目ほど挙がっている事業所でございます。こちらですね、No.30の項目のⅡ3c.4「照明のゾーニング制御の導入」の項目と、No.37の項目のⅢ1a.13「インバータ制御系統のバルブの開度調整」、この2項目が都と要協議という状況で提出をされました。事業所様の見解といたしましては、このNo.30のⅡ3c.4「照明のゾーニング制御の導入」につきましては、先にガイドラインの説明をした方がいいですね、176ページをご覧ください。

この評価項目の内容についてご説明をいたします。Ⅱ3c.4「照明のゾーニング制御の導入」でございますが、この評価項目が「照明の点滅区分の細分化と、主たる廊下、エントランスホール、駐車場等の間引きによるゾーニング制御がどの程度導入されているか」というところで、主たる廊下であったり、エントランス、駐車場でどの程度実施しているかを評価する項目でございます。

この事業所でございますが、事業所様の見解といたしまして、ゾーニング毎の区分で消灯することを間引きとして評価をしているという評価をしておりました。例示で申し上げますと4箇所廊下があった時に、その4箇所中の3箇所分はゾーニングで消せますよ、というのと、検証機関の解釈といたしましては、そのゾーニングの区分の中で更に間引きをしていないと、この評価項目は評価できないんじゃないか、というところで見解が分かれた事業所でございます。我々も現地を確認いたしまして、事業所様の言い分の方が逆に合っているのかなというふうに思いまして、こちらについて修正等はありませんでした。

続いてですね、No.37のⅢ1a.13の箇所でございます。こちらガイドラインの229ページをご覧ください。こちらのⅢ1a.13「インバータ制御系統のバルブの開度調整」の項目でございますが、評価の内容といたしまして、「インバータ制御系統の空調用ポンプ回りの全てのバルブが全開になるように調整されているか」というところを評価する項目で、実施の状況に応じまして、「実施」、「実施無し」、「空調用ポンプ無し」というふうに評価を行います。

事業者様の見解といたしまして、この項目ですね、一部バルブを全開にしていない系統がございました。この状況の理由でございますが、将来に向けて少し大きめの設備をつけておまして、そのためですね、どうしても絞りきれないというところで、一部バルブが開放していない系統があっ

たということで、事業所様としては、それは理由があるから出来ないということと、検証機関としては全開にしていることが必要だということで見解が分かれた結果、都と要協議で出てきた項目でございます。実際に現地を確認しましたところ、トリップしない程度までですね、バルブの開度を将来に向けて少し大きめの設備をつけているというものでした。

その考え方を否定するものではないんですけれども、バルブで絞っているということについて、現状はまだその負荷までに追いついていないところで、全開になっていないという状況がございましたので、この項目については「実施無し」というふうに判断をいたしました。

108ページを続いてご覧下さい。都の審査による主な変更項目というところで、こちらの事業所におきましても、「統合熱源システムの導入」の項目について、我々が確認をしたところこちらでもありますね、制御内容が自動的に変更するシステムでは無かったというところで、「採用無し」というふうに修正を求めた事業所でございます。

(事務局)

6件分、以上でございます。

(田辺委員長)

6件、だいぶ急ぎでご説明ありましたけれども、ご意見等ございますでしょうか？

(工藤委員)

ありがとうございます。先ほどと同じような話なのですが、今回からの審査資料では各項目の評価点が並んでいるだけで合計点が出ていないのですけれど、これは出せないのですよね。なぜかといいますと、取組の内容を見てみますと、前回申請した段階から追加的にやられている取組とそうではないものとのバラつきがあったのですが、先ほど野部先生がおっしゃったように、実際のデータはこういうふうに改善してあったり、実際の評価項目ではないのだけれども取組の姿勢については、結構大事なものが多いと思うのです。

評価点を出して、追加的に一所懸命やられていることで、前回からこのくらいまで上がって、少しくとトップレベルになりそうだと見えてきたような変化の方向性の資料が可能ならありますと良いと思います。評価項目の事実はわかるのですが、取組姿勢まで見えないと感じます。もし可能ならばですけれども、そういう情報があればいいと思いました。

私もガイドラインを作る段階から参加させていただいているので、ガイドラインの内容について責任を持たせていただいて聞いていたのですが、クールビズの取組は点数が低いのであまり気にはならないといいながら、これを都として、トップレベルの事業所として東京都としても推奨事項になるので、少し内容が気になりました。

具体的には、ここに書かれている要素とは、いわゆる、クールビズ・ウォームビズ「による」と書いてあるんですが、クールビズ「による」とは一体何だったのか判断に悩んでしまいました。ど

ちらかというと、行動を促すという要素が非常に社会認識としてはあって、実際20℃以下にしなければいけないとか、27℃以上にしなければいけないとか、ということは取組を行うことに準じた要件で、組織でそうしたことに取り組みましょうという推奨手段というイメージが社会全般にはあると思います。このガイドライン上は掛け算になっているので、あくまでも温度設定をやっている、それをクールビズなりウォームビズと認定しているのかとも読めてしまいます。この辺について教えていただけますか。

(事務局)

先に、二つ目のところからご回答いたしますと、あくまでもこの項目っていうところがですね、大きく、ガイドライン上でいいますと241ページになりますが、判断基準の中で、アとイというところで大きく設定温度の仕方というところと、室内温度の設定でどうなっているかっていうふうに設けております。実際にですね、室内温度を27℃、こちらがですね、27℃以上というところではございまして、空気環境測定などを確認させていただいて、実際に27℃で運用されている実績のある事業所様も当然ございますし、逆にですね、室内の設定温度で、27℃の評価をしようというような事業所様もございました。

実際に我々が現地で見たとところですね、実際に温度がどうなっているかというところで、空気環境測定のデータ等で、27℃になっているかっていうところで、その指標として、例えば本当にクールビズをやっているか否かということではなくて、温度の設定が実際にどうなっているかということの評価しているふうに思っております。

(工藤委員)

今の感じですと、若干判断基準を書き直したほうがいいですね。クールビズ「による」と書いてあるから。ただ、逆に言うと、トップレベルだからこそ掛け算、というよりはこういう温度設定をし、かつ記録に残しているのがトップレベルという考え方も有るのでしょうか。逆に、トップレベルといわず、行動を行うことが望ましい世界だとすると、中間的な評価で対象企業をよりエンカレッジしていくような形式にすることもアイデアかとも思います。ただ、殆どのトップレベルの方々がここまでやっているという認識であるならば、特段問題はないと思います。

(事務局)

この項目、やっぱりテナント様の協力が非常に必要な項目になっていまして、オーナー様の取組だけでは出来ることではなくて、やっぱりテナント様で協力をいただいた上で実際に27℃以上ということやっただくというところで、オーナー様としてもですね、なかなかお願いしにくいというところも実態としてはお話を聞いていたりします。オーナー・テナント会議だったりとかで会議の回数を、例えば6回以上とか開催してですね、こういったところでやって欲しいというところについて、協力を依頼してですね、27℃以上に実際になっているというような事業所様もテナントもあるのかなというふうに、実際に現地を回ったときには感じました。

(工藤委員)

ありがとうございました。ウエイトが低いので、これ以上はこだわらないですが、そういった社会的なモメンタムを促すきっかけにできるツールとしては使えると、例えば今のテナントの話などは思います。設備上、どうしても記録をするといったことは難しいけれども、働きかけをする、それが明らかに働きかけをされているというようなことに対して、若干点数を付加すれば、皆さんの気づきになりますよね。じゃあ、そこでやってみようか、それで何点だったらやってみようか、みたいなことがもしインセンティブとして働くようでしたら、先々にはそうした形式にすることも可能なのではと思います。

(事務局)

承知いたしました。

(田辺委員長)

最初の点はどうですか？

(排出量取引担当課長 松岡公介)

今回、工藤先生のおっしゃることもごもっともなんですけれども、今回はですね、現在、得点というものを我々の方で公表していないことになっておりまして、なるべく客観的にですね、このガイドラインに合っているか合っていないかというところを見ていただくのが主旨かなと思います。努力というのはもちろん重要なんですけれども、あと1点とれば準トップだとかトップになるとか、そういうところではなくて、純粹に客観的に、ここに該当しているのかどうかというのを見ていただきたくて、我々としては今回得点に絡むところについては出してないということになります。

(工藤委員)

それはもう別の取組で、例えばシンポジウムで、一所懸命に第一期からこれだけ追加的に実施された企業をご紹介頂くという形でご披露頂ければいいのではないかと思います。一所懸命やられている企業は、どういった取組を実施されているのかということは、技術情動的な観点も含めて興味があるところであり、可能ならばという前提で申し上げました。

(事務局)

ありがとうございます。

(田辺委員長)

いかがでしょうか、次の6件も時間がだいぶ過ぎてきているので、ご説明いただいてもう一回意見交換をさせていただきたいと思います。

(事務局)

それでは113ページをご覧ください。資料3-14になります。こちらの事業所でございますが、2007年竣工の延べ面積の9割が事務所のテナントビルでございます。熱源はターボ冷凍機、水冷チリングユニット等を中心に高効率熱源で構成されております。

こちらの事業所もですね、竣工以降もいろいろと省エネの取組を実施しておりまして、「空調機の変风量システムの導入」の項目等を追加対策として実施している事業所でございます。データの解析は、基本BEMS+拡張BEMSで実施をしております。エネルギー供給解析、コミッショニングを実施しております。特にこの事業所様はですね、コミッショニングについてはレトロコミッショニングで追加的に実施をしているというところで、非常に積極的に実施をしている事業所ございました。再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用は特段ございません。照明につきましては、事務室・共用部共にHf照明が用いられておりました。

続いて116ページをご覧ください。主な得点項目でございます。この事業所様はですね、II 3b. 8「空調機の変风量システムの導入」が得点として非常に大きなウエイトを占めている事業所ございました。現地の中ではですね、39項目ほど確認をしております、この中で修正の必要な項目が合計4項目ございました。都の審査による主な得点の変動のあった項目は、こちらですね、先ほどIII 1b. 8「クールビズ・ウォームビズの実施」といったところについての内容といったところが大きく得点としては変更となった項目でございます。

(事務局)

続きまして121ページ、資料3-15をご覧ください。こちらの事業所でございますが、2002年竣工の延べ面積の8割が事務所、1割が商業施設の物販の事務所ビルでございます。熱源は地域冷暖房を受け入れております。

こちらの事業所様ですね、竣工以降も、照明の改修というところを非常に積極的に行っている事業所様でございます。事務所の照明等含めて全館LED化といったところを達成している事業所でございます。データの解析は、基本BEMSと拡張BEMSの導入をいたしまして、エネルギー供給解析、コミッショニングといったところも実施をした上で、「利用者への環境情報の提供」といったところも非常に積極的におこなっている事業所ございました。

またですね、他の事業所の無いところとしますとですね、I 4. 9というところで「ZEB化へのロードマップの策定と実行」という項目がございまして、こちらの評価といったところもこの事業所では行っております。こちらの事業所様ですね、太陽光発電も10kWを超える容量の太陽光発電の設置をしたことに加えましてですね、自然採光であったり、自然通風といったような自然エネルギーの活用といったところも積極的に行っている事業所ございました。先ほど申し上げましたとおり、照明は全館LEDの照明でございます。

123ページをご覧ください。主な得点項目でございます。照明の得点が非常に大きくなっておりまして、II 3c. 1「高効率照明器具の導入」の項目が非常に得点のウエイトが大きい事業所ございま



す。現地で28項目を確認したところ、3項目修正がありました。この中で主な得点の変動があった項目として、Ⅱ3b.22「床吹出空調システムの導入」の項目に変化がございました。実施の取組の箇所が間違っていたということで、評価が変わった項目でございます。

(事務局)

続いて、137ページをご覧ください。資料3-17になります。こちらの事業所でございますが、2005年竣工の延べ面積が約8割が、事務所、約2割が駐車場のテナントビルでございます。熱源は地域冷暖房を受け入れており、ガスタービンCGSも設置をしておりました。

竣工以降も、継続的に省エネの取組を行っておりまして、省エネファンベルトの交換等も実施している事業所でございます。データの解析は基本BEMSと拡張BEMSを導入し、エネルギー供給解析、コミッショニングも実施し、「利用者への環境情報の提供」も積極的に行っている事業所でございます。再生可能エネルギーは導入しておりませんが、自然通風の活用を行っている事業所でございます。照明は、事務所、共用部ともにHf照明が用いられておりました。

140ページをご覧ください。主な得点項目でございます。こちらの事業所様ですね、地域冷暖房を受け入れているということで、Ⅱ3a.1の「高効率熱源機器の導入」の項目が、得点のウエイトが大きい事業所でございます。この事業所も37項目現地で確認をいたしまして、修正の必要があった項目は5項目ございました。修正の中で、都の審査による主な変更事項といたしましては、Ⅱ3b.4「ウォーミングアップ時の外気遮断制御の導入」の項目について、ここはですね、単純に調書の○が違っていただけですが、変化として大きな事業所でございます。

(事務局)

続きまして、145ページの資料3-18をご覧ください。これからの3件が、区分2の上水道施設の案件となります。こちらの事業所が1962年竣工の上水道施設でございます。こちらもですね、IE2からIE3に改修等を行っている事業所でございます。データ解析は、水道局共通でございますが、エネルギー管理システムというものを導入しておりまして、運用の部分につきましては、水道局全体で最適化するような取組といったところとなっております。事務室、共用部の照明はFLRの照明が用いられておりました。

続いて147ページをご覧ください。主な得点項目でございます。上水道施設という施設ということでございますので、やはりポンプに係るところが得点が大きな事業所でございます。Ⅱ5a.1「高効率上水道ポンプの導入」の項目が、得点として非常に大きなウエイトを示しておりました。25項目現地で確認をいたしましたが、修正の必要な箇所は1項目で、大きな得点の変動はございません。

(事務局)

続きまして、155ページをご覧ください。こちらの事業所も同じく上水道施設でございます、

1980年竣工の施設でございます。こちらですね、高効率上水道ポンプの項目で、IE2からIE3のモーターに改修をしている事業所でございます。こちらですね、照明等はFLRが用いられておりました。こちらの事業所の主な得点項目でございますが、158ページをご覧ください。こちらの事業所もポンプに絡む項目のウエイトが大きく、Ⅱ5a.3「上水道ポンプの回転数制御の導入」の項目が得点のウエイトが大きな事業所でございます。

(事務局)

最後になりますが、資料165ページをご覧ください。この施設は、1985年竣工の水道施設でございます。こちらの施設も167ページですね、ご覧ください。主な得点項目で、こちらの事業所もⅡ5a.3「上水道ポンプの回転数制御の導入」、ポンプに絡む項目が、非常に得点のウエイトとして大きな事業所でございます。得点の大きな変動に絡む修正は、特段ございませんでした。

駆け足になりますが、以上でございます。

(田辺委員長)

ありがとうございます、ただいまの説明と前の説明で、何かございましたら、全般的な内容でもいいんですけど。全般的な内容でもよろしいでしょうか？

(野部委員)

確かに建築の設備はですね、高効率なものをたくさん導入するわけですね、部分最適を積み重ねることによって、省エネを達成する。排出量の削減ですね、と思うんですが、もともとはインテグレーション技術なんですね。ですから、基礎的部分の要素技術が、高度なものが入ったからと言って、全体がマッチしてないと実効性がないのがあります。やっぱり積み上げ方からは、なかなか全体最適みたいな部分は抜け落ちる可能性があって、運用管理とかですね、そこまで含めて全体解析、運用管理の得点項目もあるんですが、その辺ご理解いただいているかとは思いますが、やっぱり全体のインテグレーションみたいなもの、あんまり想定されるようなものでもない、そういった設計思想的なものをもう少し新しいのを盛り込めるようにしないと、なかなか、優良特定事業所がですね、いわゆる二十世紀のスキーム上の優等生みたいふうに見えるのね。もうすぐZEBの話が始まってきますんで、全体最適になりますんで、そこで脱皮をですね、もう一度ご議論いただくことがよいかと思います。以上です。

(田辺委員長)

ありがとうございます。これ、きちんとお答えすると長くなると思いますが。はい、岩船先生、お願いします。

(岩船委員)

わたくしは、前の打ち合わせの時も申し上げたのですが、今回公開になったということで、個別の建物の情報が完全に落ちていて、なにかもさっぱりわからないとか、そういった状況で、建物の省エネの評価ができるのだろうか、といったところが一番の疑問です。

正直言って、これだけ見せられても、表だけ見てただけで、今、野部委員がおっしゃったような全体最適になっているかどうかというジャッジすらできなくて、この審査会何のためにあるのかな、と。公開するために十分な情報がないまま審査するというのは、本末転倒ではないかと、わたくしは思います。公開は、もちろん情報公開は進めていくべきですけど、こういった個別のスペシフィックな情報を扱うがために非公開にするというのは、十分社会的にみて意味があることなので、そのあたりきちんと考えて、設定していただきたいと思います。以上です。

(工藤先生)

番号で言えば、15番の事業所ですが、審査項目が15しかない。そもそも審査項目が前回に比べて増えているか、といった全体的な評価をもう少し出していただくとか、ガイドラインに載せていただくとか、こういう場でディスカッションできるような情報提供があると良いと思います。15番の方は、要確認も少ないのですが、要修正も多いという点が不思議な感じがしますけれど。

いずれにせよ、審査の効率性をあげる、追加的に審査する可能性がある項目についてはきちんと行う。おそらくこの審査の進め方では、野部先生のご指摘にもありましたが、結果だけしか評価が出来なくなってしまうのですが、評価全体の最適化ということを考えなければいけないと思います。

総量削減制度の視点で言うならば、ちゃんと全体運営出来れば排出量も減って、それで余剰が出来れば経済的メリットと、そういうふうにはつなげていくのかもしれない。しかし、今野部先生がおっしゃったように、新しいフロンティアみたいなものも出てくるので、それを推進するという役割もこの審査システムの中に組み込んだ方がいいのではないか、というのがご指摘だと思いますし、それはそれで工夫する余地があるという気がしました。

(田辺委員長)

山本委員、どうでしょうか？

(山本委員)

全体的最適化については、全く同感なんですけれども、それをやるのがエネルギー管理だと思っています。キチッと評価、調査もしていただいているのですけれども、感想としてはエネルギー管理の部分の調査結果、例えばウォーミングアップ制御を入れているとか、ただしウォーミングアップ制御時間を何時間に設定しているかというですね、いろいろあると思うんですけれども、例えば末端差圧制御を入れているんですけど、末端差圧の吐出圧をどう評価しているか、その辺も含めたところが少し厚くなるというのかなというのは思うんです。

で、細かいようなということで2点、お伺いしたいんですけども、⑧番の建物でショートサーキットを確認した、というふうに言っているんですけども、現場にちょっと行ってもショートサーキットってなかなか確認できないんですけども、どのように確認したのかとか、恒常的にショートサーキットになっていたのかというのが1点目ですね。

2点目が、⑬番だったかな、インバータ入れて吐出バルブを閉めていると、これ情報施設なので、将来的なサーバーの拡張で行った、っていうのは頷ける話なんですけど、今後一般的にですね、ポンプなんかは大きいのがついてるのは大体そうなんですよ。で、そこにインバータ入れるとですね、インバータ入れたいとなるとやっぱり吐出バルブを締めながらやしないと、吐出圧が立たないんですよ。そこは、ガイドラインに記載がないっていうことなんですけど、私としては、ここは減点じゃないほうがいいかな、というふうに思っています。以上です。

(事務局)

ショートサーキットのところについてはですね、われわれの方がまず現地を回ったタイミングでですね、どういった状況で設置しているのかというのを必ず確認をするようにしております。この事業所様の場合はですね、横吹出の室外機が他の室外機に向かって配置をしております、その結果ですね、ショートサーキットしてしまっていたというところがございます。現地を確認した結果ですね、逆にそこは明確に分かったということでございますので、修正を求めたというところがございます。

バルブの件につきましては、今はガイドライン上の表記で、どうしても全開を求めているというところがございますが、調整をした上で例えば全開になっているかというところで、その場合は例えば認めるというところについては、山本委員のおっしゃる通りかなというところでもございますので、今回、どうしてもガイドラインのところ合っているか否かという判断でしか見ておりませんでしたので、来年度以降のガイドラインの改正等で盛り込んでいければいいかなというふうには思います。

(田辺委員長)

他にいかがでしょうか。今、岩船委員からご意見をいただきましたけど、やっぱり学校のクラスがあって、それぞれの試験の成績を知らずに評価する形になっているので、都も非常に大変だと思うんですけど、今回は公開を決定する前に皆さん申請されたので、その点数は本来他の人には知らされられないことになっています。次年度以降、やっぱりテクニカルにもうちょっと検討しないと何も分からずに審査しないといけないみたいな話になって、実質としておかしな話になってしまう可能性がある。都の方で次年度の申請に関してどこまで公開していいか、点数も出していいのか、それについても一度ご検討いただいたほうが審査員の皆さんは苦しまずにいいのかなと思います。

(地球環境エネルギー部長 松下明男)

今回、初めての公開という形をとらせていただきました。もともと公開でやっていたら良かったのかどうか、とする議論があるかもしれませんが、いずれにしても今回初めてでして、その中でご資料提出いただいている事業所様の方にですね、不利益になるようなことが無いようにというように、かなりわれわれも検討した上で、どこまで出せるかなという、そうはいうものの一方で審査していただくにあたって、必要な情報が当然お示ししなければならないので、そういうところでどの辺まで、手探りの状態でやっているところがございます。今、様々なご意見もございましたので、そのようなことも踏まえまして来年度以降、検討を重ねたいと思っております。

(田辺委員長)

どうもありがとうございました。それでは、今ご説明いただきました後半の件に関しては、都の審査と同じ評価で、変わらないということでこれはよろしいでしょうか？

(各委員)

異議なし。

(田辺委員長)

これは、じゃあ了解いただいたということで進めていただければと思います。先ほど、全般的な意見もありましたけれども、非常に都のトップレベル事業所の制度、大変すばらしい制度で、もらった方は非常にプライドがある制度なので、是非いい方向にですね、ちゃんと継続するようにご検討いただければというふうに思います。それでは、認定に関する意見及び質疑は完了しましたので、議論を終わりにしたいと思いますが、今回の我々の意見の方を、事業者の評価に反映していただくということで、また今日の内容について、何か追加で委員の方からご意見があれば、事務局までメール等でご連絡をいただければと思います。それでは事務局にお戻ししますので、最後は事務局の方からよろしく申し上げます。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

田辺先生ありがとうございました。それでは、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。本日頂戴いたしました意見を元に、東京都におきまして認定の決定を行いまして、概ね2月下旬頃を目処にですね、認定公表を行っていく予定でございます。東京都からの説明は以上でございます。委員の先生方、何か他にご意見等ございますでしょうか。

それでは、以上を持ちまして本日のトップレベル審査委員会は終了といたします。本日も忙しい中お越しいたきまして誠にありがとうございました。

以上